

奈良県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山陰土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

監事 土井 アイコ 五條市山陰町五四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事 塚月 弘 五條市山陰町二一